

荅北町地域プロジェクトマネージャー設置要綱

(設置)

第1条 本町における重要プロジェクトの実施にあたり、専門的知識や経験を有する人材を確保することで、重要プロジェクトを円滑に推進するとともに地域の活性化を図るため、地域プロジェクトマネージャー推進要綱（令和3年3月31日付け総行応第76号。以下「国要綱」という。）に基づき、荅北町地域プロジェクトマネージャー（以下「プロジェクトマネージャー」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「地域プロジェクトマネージャー」とは、国要綱第3（1）に規定する地域プロジェクトマネージャーをいう。

2 この要綱において、「プロジェクト」とは、国要綱第3（2）に規定する重要プロジェクトをいう。

(活動内容)

第3条 プロジェクトマネージャーは、本町が重要プロジェクトとして位置付けた事業に関する活動を行う。

(任用)

第4条 プロジェクトマネージャーは、プロジェクトの現場責任者として責任感と行動力をもって職務を遂行できる者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもののうちから町長が任用する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から本町へ移し、住民票を異動することが可能な者（任用を受ける前において既に本町に住民票の異動が行われていない者。ただし、過去に当町で「地域おこし協力隊員」、「地域活性化起業人」として活動経験があり、かつ、任用時に当町に生活の拠点があるとともに当町が備える住民基本台帳に記録されている者から任用する場合は、この限りでない。）
- (2) 地域の活性化に深い熱意と知識又は経験を有し、かつ、積極的に職務を遂行することかできる者
- (3) 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、かつ、誠実に職務を遂行することができる者
- (4) 荅北町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない者
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。（以下「法」という。））第16条に規定する欠格条項に該当しない者

2 前項の規定により任用されたプロジェクトマネージャーは、速やかに本町へ住民票を異動しなければならない。

3 プロジェクトマネージャーは、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用期間)

第5条 プロジェクトマネージャーの任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で町長が定める日までとする。

2 町長は、プロジェクトマネージャーを再任することができる。ただし、最初の任用の日から3年を限度とする。

(解任)

第6条 町長は、プロジェクトマネージャーが、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その意に反して、これを解任することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) プロジェクトマネージャーとして不信行為があったとき又は町の信用を著しく失墜させるような行為があったとき。

- (3) 疾病又は心身の故障のため、職務遂行が困難であると認められるとき。
- (4) 自己の都合等により任用を取り消すことがやむを得ないと認められるとき。
- (5) 本町に住所を有しなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が解任することが適当と認めたとき。

(報酬等)

第7条 プロジェクトマネージャーの報酬、費用弁償及び期末手当については、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第21号）の定めるところによる。

(勤務時間、休暇等)

第8条 プロジェクトマネージャーの勤務時間及び休暇等については、苓北町パートタイム会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規則（令和元年規則第32号）の定めるところによる。

(服務)

第9条 プロジェクトマネージャーの服務については、法第30条から第38条の規定を準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。